

令和4年度関係機関等の連携及び機構の推進体制

農地中間管理事業を強力に推進するための体制

【県段階】 本庁会議

- ・ 県（部長、副部長、関係各課、農林振興センター）
- ・ （一社）埼玉県農業会議
- ・ 埼玉県農業協同組合中央会
- ・ 埼玉県土地改良事業団体連合会
- ・ （公社）埼玉県農林公社

- 各地域会議からの報告のとりまとめ
- 国との調整
- 農林振興センター、J A等への支援

【地域段階】 地域会議

- ・ 農林振興センター（所長、副所長、管理部、農業支援部、農村整備部）
- ・ 市町村
- ・ J A
- ・ 農地中間管理機構（コーディネーター）

- 農地の受け手希望者、出し手希望者の発掘
- 農作物の安定・高品質栽培
- 必要に応じて基盤整備等の条件整備
- 人・農地プランの作成・見直し
- 中山間独自の工夫（作物選定、鳥獣害対策）

連携

出席

市町村
（農業委員会）

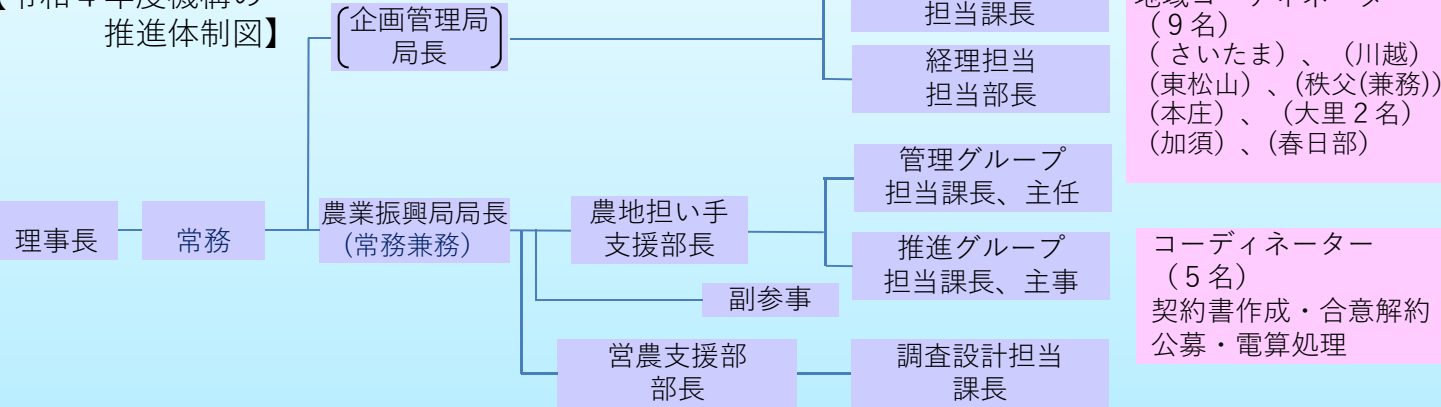
- ・ 農業委員
- ・ 農地利用最適化推進委員

連携

連携

出席

【令和4年度機構の推進体制図】



機構役員（公社理事）

- ・ 機構法第7条に基づき選任
 - ・ 機構業務執行の決定等
- 〈役員〉 理事15名、監事3名

評価委員会

- ・ 機構法第6条に基づき設置
 - ・ 中立・公正な立場で事業実施状況について、評価・意見具申
- 〈委員〉 5名

連携
(業務委託)

関係団体

J A